

議案第11号

加西市生活困窮世帯等の児童に対する一時金支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市生活困窮世帯等の児童に対する一時金支給に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和3年2月26日提出

加西市長 西村 和平

加西市生活困窮世帯等の児童に対する一時金支給に関する条例の一部を改正する条例

加西市生活困窮世帯等の児童に対する一時金支給に関する条例（平成30年加西市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「50,000円」を「80,000円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の加西市生活困窮世帯等の児童に対する一時金支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第1号の規定は、令和2年度に中学校を卒業する者から適用する。

（一時金の内払）

- 2 この条例による改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の加西市生活困窮世帯等の児童に対する一時金支給に関する条例に基づいて支給された一時金は、改正後の条例の規定による一時金の内払とみなす。

(審議資料)

加西市生活困窮世帯等の児童に支給する一時金のうち、中学校卒業時に就職又は進学する場合に支給する準備資金の支給額を5万円から8万円に増額するため、所要の改正を行うもの。